

25 長寿第 6 2 4 1 1 号

平成 26 年 3 月 19 日

各養護老人ホーム設置者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

(公 印 省 略)

養護老人ホームにおける事故発生時の報告マニュアルの策定について (通知)

日ごろ、高齢者福祉行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、養護老人ホームが、入所者に対する処遇により事故が発生した場合には、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に基づき、各市町にその内容について報告することが定められています。しかしながら、その報告すべき事故についての基準等が明確でないことから、その取扱いについての基準を明確にするため、別添のとおり、報告マニュアルを策定しましたのでお知らせします。

つきましては、マニュアルを参照の上、平成 26 年 4 月 1 日以降に発生した事故からは、マニュアルにより報告を行うようお願いいたします。

また、県のホームページ（かがわ介護保険情報ネット）にも 3 月 24 日頃、掲載する予定です。

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

施設サービスグループ

TEL 087-832-3268